

議案第7号

二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

二宮町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年二宮町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合において」を「とき」に、「委員長の」を「委員長が」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

### (2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「その代表」を「その代表者」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条第4項中「社用」を「社団」に、「、代表者」を「代表者」に、「したときは、総代」を「したときは総代」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第14条の見出しを「(委任)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の二宮町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

## 二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、<u>委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、<u>その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印をしなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、<u>委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、<u>その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印をしなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第14条 (略)</p>